

# 総務常任委員会会議録

令和3年8月26日

寒川町議会



出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長  
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、  
天利委員

説明者 野崎総務部長、皆川人事課長、三澤副主幹、高橋主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第46号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

午前10時30分 開会

【黒沢委員長】 それでは、皆様、改めまして、こんにちは。定刻となりましたので、本会議の休憩中ではございますけども、ただいまより総務常任委員会を開催させていただきます。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 ご異議ないようでございます。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第46号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案につきまして説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。本日は、9月会議の初日という中でございますが、委員会を開催していただき、ありがとうございます。早速でございますが、議案第46号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について審査をお願いいたします。説明は、皆川人事課長から行います。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 それでは、議案第46号についてご説明いたします。なお、本会議での部長の説明と重複する部分がございますが、よろしくお願いいたします。

本議案は、管理監督の地位にある職員が、勤務日に当てられていない週休日等及び平日深夜において臨時、または緊急の必要性により真にやむを得ず勤務した場合に、実際の勤務負担に応じて給与上の措置を講ずるための条例改正でございます。

管理監督の地位にある職員には労働時間等の規制がないことから、時間外勤務に対する手当支給がないところですが、昨今の行政が求められる業務は多岐にわたり、その対応にも困難を極める内容も増加

してきております。特に昨年度に見られるような台風をはじめとした自然災害や新型コロナウイルスの感染症などへの対策などで、管理職が土日や深夜でも対応を求められている機会も年々増加してまいりました。

そこで、町でも国の制度に倣い、週休日等及び平日深夜での勤務を時間単位ではなく1回単位として手当支給をすることで、管理職員の勤務負担に応じていきたいと考えるものでございます。

条例改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料01-1、4ページ、新旧対照表をご覧ください。第2条は、給料に関する規定でございます。給料とは、職員の勤務に対する報酬からもろもろの手当てを除いた金額であります。その諸手当に今回の管理職員特別勤務手当を加えるものでございます。

続きまして、第15条の次に新たに第15条の2を加え、管理職員特別勤務手当を定めます。支給対象となるのは、管理職手当の支給を受ける職員で、第1項では、臨時、または緊急の必要その他の公務の運営の必要により土日、祝日や年末年始の休日を含む週休日等に勤務した場合に支給すると定めるものでございます。

第2項では、災害への対処その他の臨時、または緊急の必要により週休日等以外の平日の午前零時から午前5時までの間で正規の勤務時間でない時間に勤務した場合に支給すると定めるものでございます。

第3項は、次のページまでわたりますが、それぞれの勤務に対する手当の上限を第1号の週休日等については1万2,000円、第2号の平日深夜については6,000円と定めます。なお、第1号の括弧書きになりますが、週休日等の勤務における従事時間に考慮して手当額の5割増しで支給することとしますが、具体的な支給額や考慮時間は規則で別に定めるものといたします。

次に、第16条の2は、手当の支給方法に関する規定です。勤務実績に基づき翌月の支給とするものでございます。

最後に附則ですが、本条例を9月1日から施行する旨を定めるものでございます。

以上が議案の説明でございます。

引き続きまして、資料として提出いたしました寒川町職員の管理職員特別勤務手当に関する規則で説明いたします。タブレット資料01-2、1ページをご覧ください。まず、第1条は、本規則の趣旨規定となります。

第2条は、手当の額を定めるものです。第1項は、週休日等に勤務した場合で、いずれも時間給ではなく勤務1回当たりの手当額となります。第1号では、部長級職員は1万1,000円を、第2号では、課長級職員は1万円といたしますが、実働の従事時間が4時間を超えない場合は、それぞれ100分の50を乗じた額に、また6時間を超えた場合は100分の150を乗じた額といたします。第2項では、平日の深夜に従事した場合で、第1号の部長級職員は5,500円、第2号の課長級職員は5,000円といたします。続く第3項では、週休日等深夜の勤務のいずれも従事した時間が1時間を超えない場合は支給しないと規定するものでございます。

次に、第3条は、週休日等から平日深夜に連続して勤務した場合に、週休日等の勤務による手当を支給し、平日深夜にかかる手当は支給しないというものです。休日から日をまたいで平日にかかってしまっただけの引き続いた場合は、休日勤務と合わせた1勤務とみなされるというものでございます。

2 ページ目の第4条は、委任規定でございます。

最後に附則でございますが、条例の一部改正に合わせて令和3年9月1日に施行する旨を定めるものでございます。

また、タブレット資料として01-3としては、県内の状況についておつけしております。

現在のところ横須賀市、逗子市、秦野市、厚木市、二宮町、そして寒川町の6市町を除く団体に制定済みとなっております。

なお、表の右側に週休日深夜の欄に金額が入っておりますが、基本的にはそれぞれの適用上限額が記載されておりますが、深夜欄の右横に一律と記載されている場合は、金額の格差がなく、管理職の職員一律で同額という意味合いとなっております。

説明は以上です。ご審査のほどよろしく願いいたします。

**【黒沢委員長】** ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
山上委員。

**【山上委員】** 質問させていただきたいと思います。実は、私、前職のときに、この手当の対象者となる地位にいたんですが、私の知っている限りでは、27年の人事院勧告によって、この管理職員の特別勤務手当というのが勧告されて、各市町村が取り組んだ中で制定されているかと思いますが、寒川町は、ここで今回出されたところだと思うんですが、なぜここで出されるのかというところ、それと、先ほどの規則の中で、金額は、上限が1万2,000円と6,000円ということなんですが、それをあえてその限度額にはしていないという、ここをお聞かせ願えたらなと思います。

**【黒沢委員長】** 皆川人事課長。

**【皆川人事課長】** 2点お尋ねいただきました。まず、なぜ今なのかというところなんですが、前段で人事院勧告の話がありました。そもそもこの管理職員特別勤務手当に関しましては、平成3年の人事院勧告で勧告がありまして、平成4年度から運用が始まった制度でございます。その際には、週休日の、平日の勤務に関して、制度が始まったものなんですけども、お話がありました26年の人事院勧告で、それが深夜の手当まで拡大されて今日に至っているところでございます。

寒川がなぜ今なのかというところなんですけども、この手当の導入につきましては、町でも今まで検討しておりましたが、一昨年、すみません、先ほど昨年と言いましたが、一昨年の台風対応や昨年から続きます新型コロナウイルス対応など、管理職の職員の本来の正規時間の勤務の延長上でない勤務に対して、その労働に見合う対価を支給すべき事象が増えてきたことに伴いまして、整備すべきと判断し、今回上程させていただいたところでございます。

続きまして、限度額につきましては、資料におつけした表にありますとおり、適用上限額としては1万2,000円と書かせていただきました。国の制度自体が1万2,000円、平日深夜については6,000円という形で、制度となっているんですけども、こちらは、各市町村の扱いは違うんですが、大体の市町村を見ますと、大きな市ですと1万2,000円としても、理事制をしいておりまして、部長よりもさらに上の階層があったり、市町で取扱いがばらばらになっております。寒川の場合は、国、あるいは県に倣ってこの金額を設定させていただいたところでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 まず最初にお聞きします。今までこの手当がなかった状況だと思うんですけど、手当が出ない状況で、深夜勤務とか、いろんな出勤があったりすると思うんですけど、これまではどういう対応をされていたのか、代休を取ったりとか、そういうことがあったのかというところを確認したいと思います。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 今現在のところは、災害に対しても、先ほど言いましたコロナに対しましても、手当がございませんでしたので、基本は振替をしていただくところになります。あとは職員に個々の対応としてやっていただいております。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 そうしたら、振替で休日を取ってもらったと、今回もこの手当が出ることによって、実際手当が出るということで勤務したことに対しての代償ということになると思うんですけど、本来なら深夜勤務をした場合、体を休めるためには別な日に体を休めるために休まなきゃいけないということがあります。それに関して実際休めない状況になっているという現状というのはどのようになっているのでしょうか。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 深夜につきましては、いずれにしましても振替ができませんので、職員、特に大雨等に出動するような道路とか下水の担当におきましては、それぞれどこかで休みを取っていただくような形ではいただいているとは思いますが、コロナに対応しましては、毎週土曜日、あるいは日曜日で接種をしているから、集団接種会場に従事している関係で現在のところは休みが取れない状況で、振替も取れないという状況かと思えます。基本的には健康管理が一番なんですけども、やはりそれなりに労働の対価として支給しなければいけないというところで、こういった経過になっているところでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、コロナのワクチン接種なんかで土日が出勤ということがあると思うんですけど、今の答弁の中で、職員の人数が足りているのかなという疑問が出るんですけど、これに関して職員は今の状況に対応するために増やしていくべきじゃないかなというところなんですけど、それについてはどういう見解があるのでしょうか。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 ご質問のとおり、人が足りていない状況というのは、こちらでも十分承知はしているところなんですけども、体制としましては、町としても定数はございますので、その定数内でやっていくところはあるんですが、順次今年度におきましては、今大変な健康づくり課におきまして、兼務職員、あるいは応援職員として人数は順を追って補充させていただいて、対応させていただいて、でき

るだけ課の職員の疲労を軽減するような形で努めているところではございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

天利委員。

【天利委員】 それでは、確認させていただきます。まず、管理職でございますが、一般的ですと、課長さん以上になると思うんですが、役場の関係ですと、どのくらいの階級の方以上なのかと、あと第15条の2の中で、職員が臨時、または緊急の必要の他の公務の運用の必要によりと書いてあるんですが、例えば休んだ場合、出てくるときに管理職ですよ。どういう方々の指示により出勤されるのか、それが対象になるのか、その点を教えていただきたいんですが、緊急ですので、豪雨災害とか、そういったところは誰が招集して、その対象者になるのか、そのところを教えていただきたいんですが。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 まず、管理職の対象人数なんですけども……。

【黒沢委員長】 今の質問は、具体的な階級、要は町の階級としてはどこが対象となるかというのが1つ目の質問だったかと思うんです。

皆川人事課長。

【皆川人事課長】 対象の階層なんですけども、7級職につきましては主幹以上、主幹、課長ですね。それと部長級につきましては、部長と参事級、現在の会計管理者になるかと思えます。こちらの手当につきましては、現在想定しているのは、災害、それから選挙を検討しているところでございますが、コロナも1つの災害と捉えて今後も支給手当をしていくというところでございます。

指揮命令系統につきましては、基本的には災害対策本部等が立った場合に、指示命令系統があるんですけども、大雨災害のときにつきましては、各担当課が出動いたしますので、そちらの出動に合わせて協議しながら支給していくような形になるかと思えます。

以上です。

【黒沢委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。詳細までいただきまして。

この制度自体はもっと早くやるべきだと私は思っていて、あるべきだと私は思っていたんですけども、その中で、1時間以内だとその対象外という話を今されていると思うんですが、私も民間にいたときには、労働基準監督署から1分単位でちゃんと労働に対する対価を払いなさいということを強く言われていたんですが、何で1時間以内は緊急とみなさなかったのか、そのところをお聞かせいただきたいのと、あと制度があるんだけど、山田さんのあれと一緒にしちゃうのかな、代休にしちゃう可能性もあって、せっかく対価が払えるものを有給があったり代休があったり、いろいろ使えない状況があるんですけども、せっかくこういう特別手当という条例があるのに代休でやりなさいよというところで、なかなか申請ができないという環境に置かれないのか、そういったところをどう考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいんですが。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 1問目の1時間以内につきましては、国の運用が、1時間以内につきましては支

給しないということになっておりますので、これは国に倣っているというところでございます。

2点目の代休にしてしまうのではないかと、平日、週休日の勤務につきましてそういった可能性があるのじゃないかという話なんですけども、災害につきましては、可能な限りこの制度で支給していくところなんですけども、職員の希望に沿って、その辺は柔軟に対応していこうかと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。そういう制度があるので、ぜひその制度を阻害しないように、職員の希望の内容を聞いて適正な制度運用をぜひ図っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。要望です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 先ほど山上委員も質問していたんですが、この3つ目の資料を見ると、寒川を含めて6自治体を実施していないということで、今回寒川が実施するという事になったんですけど、やはり遅く感じるんですね。先ほどこの考えに至った答えが、災害、コロナ対策で手当について考えたということなんですが、逆に、それがなかったら考えなかったんですかと思っちゃったんですけど、どうでしょうか。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 制度ができた当初は、基本的にはどの市町村も振替対応というところがございますので、今まではなかなか振替で済んでしまうところがあったかと思えます。ただ昨今につきましては、最近の台風、大雨につきましては、土日にピークを迎える状況も多いというところで、そういった必要性に迫られる場面が顕在化してきたというところで、こちらに踏み切ったところでございます。

【黒沢委員長】 制度の制定に至った理由として、昨今の状況、特にコロナ、こういった事態があつて、そういうケースが増えてきたので、災害と捉えたときに、それが増えてきたので、ここに踏み切りましたというお話があつたんですけども、じゃ、コロナがなかったら制度化はもっと遅れていたのかという質問でした。

皆川人事課長。

【皆川人事課長】 週休日につきましては、なかなかその辺は、課題にしましても、導入に踏み込めなかったところがあるんですけども、先ほど山上委員からのお話にもありました26年の人事院勧告で、平日の深夜につきましても拡充されたこともありまして、これにつきましては、昨今の風水害、自然災害等でそういった部分の必要性に迫られてきておりますので、コロナの状況がなくても、この制度は必要だということで、うちの間でも制定に向けて取り組んでいたと思えます。

以上です。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 確かに災害で駆られたということは伝わりましたが、ほかの自治体も実施しているということが分かっているとは思いますが、その動向を見てといつもそう答えていただいているんですけども、こういったきっかけというよりは、国からあった場合は検討していただいて、早めに進



めていただくというような姿勢で取り組んでいただきたいと思いますけど、その辺をお答えください。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 後手に回ってしまったというところはなかなか否めないところなんですけども、今後の手当につきましても、人勸等の状況を見ながら適宜見直しをかけてまいりたいと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 2点ほどお尋ねいたします。この規定の運用についてなんですけれども、例えば部長が災害対策のときに振替で出るのか、あるいはこの規定の下で出るのかというのは、本人の意思で決めることであるのかどうかということ、それともう一点、大きく具体的に災害対策と、あとコロナ対応ということ想定しておりますけれども、災害対策の場合、8級と7級は、具体的に何人ずつ出なさやいけないことになっているのか、それと現状コロナ対策で今どのぐらいの7級、8級の方が出勤なさって出勤なさっているのか、その2点についてお尋ねいたします。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 1点目の振替の希望のあるなしでということなんですけども、基本的には災害時につきましては、手当の支給を前提にするんですが、ご本人が休みを取りたいというところであれば、そちらは柔軟に対応していきたいというところでございます。

災害につきましては、どれだけの職員が出るのかということなんですけれども、災害の規模によりまして、災害時、まずは災害対策本部を立ち上げたときには部長が参集、それとあと警報が出た段階で道路、下水等が配備に出てくるということなんですけども、人数については詳細は今資料がないんですけども、現在想定しております管理職につきましては8級職が12人、7級職が55人となっております。これにつきましては、災害の実情に応じて出てくる状況になりますので、その辺につきましては、なかなかこの場ではお話しができません。最大67人を想定しておるところでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 柳下委員、答えが出なかった部分があって、今コロナも災害と捉えて、その対象にしていきますという説明があった中で、現状を考えたときに、どのぐらいの人が対象になっているのかという部分にお答えいただけますでしょうか。

皆川人事課長。

【皆川人事課長】 申し訳ございませんでした。コロナにつきましては、当然管理職も応援として出る場合もあるんですけども、そちらにつきましては、主管課となります健康福祉部長、健康づくり課の管理職を想定いたしまして、応援職員につきましては、振替対応というところ考えているところでございます。こちらにつきましては、健康づくり部門につきましては、連日毎週毎週出るような状況なんですけども、応援職員につきましては数回程度ですので、振替対応可能と考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 いいですか、柳下委員、今のお答えで。大体どのぐらいの人数が出ていたかってデータとしてあるんじゃないの。

野崎部長。

【野崎総務部長】 正確なデータは持っていないというのが正直なところですけど、土日にやっていたときに関しては、部長1名、健康づくり課の課長1名、それから保健師さんで主幹の方2名の4名が最大で出ていた、コロナ禍で2人以上は出ていたんじゃないかと思っていますので、3人ぐらいがずっと出ていたんじゃないかなというところで捉えていただければと思います。

【黒沢委員長】 それが数か月続いているという認識でいいんですかね。

【野崎総務部長】 5、6、7、8になって少しは減ったと聞いています。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 健康部門といたしましては、7月末現在で15回程度出ているという状況は把握しております。すみませんでした。

以上です。

【黒沢委員長】 柳下委員、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これにて質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の本委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についてはいかががいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 このまま討論、採決に入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより討論に入ります。議案第46号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論はありますでしょうか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を終了いたしますけれども、最後、副委員長からご挨拶をいただいで閉じたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【吉田副委員長】 皆さん、熱心な議論、ありがとうございました。

これにて総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時04分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年11月26日

委員長 黒 沢 善 行